

ベンチャー企業からの政府調達拡大

平成30年10月

大臣官房会計課

ベンチャー企業の政府調達における入札参加資格の拡大について

<現状>

- 創業間もないベンチャー企業（入札資格等級D※）が入札に参加できる事業は、小規模の事業（300万円未満の役務等）に限定されている。

※国の入札では、経営規模等により各企業に入札資格等級（A～D）が付与されている。

<今回の改正>

① 政府全体として、J-Startup企業は政府の全ての入札への参加を可能とする

- ✓ 全ての入札に参加できる「技術力ある中小企業者等」の定義にJ-Startup企業を追加（政府統一方針の改正） <2018年10月18日(木)改正 >

② 経済産業省においては、総合評価落札方式（※）にて実施する事業全てについて、ベンチャーを含む資格等級D企業の入札参加を可能とする <2018年10月19日(金)ルール改正 >

- ⇒ 経済産業省の事業で実績を積むことで、「技術力ある中小企業者等」として他省庁の同様案件への入札参加も可能に。

※総合評価落札方式：価格点・技術点の合計点で落札者を決定

「技術力ある中小企業者等」

- ・同様物件の納入経験のある企業
- ・SBIR補助金交付企業
- ・INCJ支援先企業 等

+ J-Startup ベンチャー

資格等級Dの企業
(中小・ベンチャー)



経産省の調達で
実績を積む

経産省における
競争入札
(総合評価落札方式)

政府における
競争入札

<参考 1> 入札資格等級について

- 予算決算及び会計令に基づき定められた、競争入札への入札参加資格（全省庁統一資格）。
- 経営規模等に応じてA～Dにランク付けされ、等級が高いほど規模の大きな調達に参加可能。（例：役務提供契約であれば、3000万以上はA案件・300万未満はD案件）

項目	付与数値(物品の販売・役務の提供・物品の買受)					
	200億円以上	200億円未満 100億円以上	100億円未満 50億円以上	50億円未満 25億円以上	25億円未満 10億円以上	10億円未満 5億円以上
①年間平均(生産・販売)高 (前2ヶ年の平均実績高)	65点	60点	55点	50点	45点	40点
	5億円未満 2.5億円以上	2.5億円未満 1億円以上	1億円未満 5000万円以上	5000万円未満 2500万円以上	2500万円未満	
②自己資本額の合計	10億円以上	10億円未満 1億円以上	1億円未満 1000万円以上	1000万円未満 100万円以上	100万円未満	
	15点	12点	9点	6点	3点	
③流動比率	140%以上	140%未満 120%以上	120%未満 100%以上	100%未満		
	10点	8点	6点	4点		
④営業年数	20年以上	20年未満 10年以上	10年未満			
	10点	8点	6点			

合計(最高点) 100点

物品の販売、役務の提供等

付与点数	等級	予定価格の範囲
90点以上	A	3000万円以上
80点以上 90点未満	B	1500万円以上 3000万円未満
55点以上 80点未満	C	300万円以上 1500万円未満
55点未満	D	300万円未満

- 財務状況・営業年数等から点数を算出
(→実績がないベンチャー企業は点数が低くなる)



- 点数に応じて等級を付与
- 等級に応じて、入札可能な調達の規模が決まっている

<参考2>「技術力ある中小企業者等」の定義について

- 「政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議」幹事会において、技術力ある中小企業者等が国の調達（公共事業を除く）の際の入札への参加が円滑に図られるよう、平成12年10月に「技術力のある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」が決定された。
- 「技術力ある中小企業者等」に該当すると、入札資格等級A～Dの如何にかかわらず、全省庁の全ての規模の公共調達（公共事業を除く）への入札参加が可能となる。

具体的な基準は、以下の（1）～（5）のいずれかを満たす者

- （1）当該入札に係る物件と同等以上の仕様の物件を製造した実績等を証明できる者**
- （2）資格審査の統一基準における統一付与数値合計に（中略）技術力評価の数値を加算した場合に、当該入札における等級に相当する数値となる者**
- （3）中小企業技術革新制度（SBIR）の特定補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者**
- （4）株式会社産業革新投資機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者**
- （5）グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup）に選定された事業者であり、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者**